内閣府ウェブ報告システム稼働のお知らせ

NPO法人の手続がオンラインでできるようになります

令和5年3月に、「NPO法人ポータルサイト」に「ウェブ報告システム」の機能が追加 され、新「NPO法人ポータルサイト」として稼働を開始しました。「ウェブ報告システム」 では、これまで所轄庁に書面で提出していた申請・届出等について、オンラインで提出する ことが可能になります。

新潟市は、令和5年9月から本システムを利用した、オンラインによる手続の受付を開始 します。

なお、引き続き、書面による申請・届出等を行うことも可能です。

☑ アカウント管理	システムを利用して作成したアカウントのほか、GビズIDを利
	用することができます。また、操作権限を設定することにより、
	行政書士等がシステムを利用することも可能です。
☑ 書類の作成、提出	ウェブ画面上の入力または専用ツールにより書類を作成するこ
	とが可能です。
	※一部の書類は、別途郵送が必要な場合があります。
☑ 申請・届出履歴の	作成した書類はシステムに保存されるため、過去の提出書類を確
確認	認しながら書類を作成することが可能です。
☑ 問い合わせ機能	システムの操作に関して、システム内の問い合わせフォームを利
	用することにより、サポートデスクへ問い合わせることができま
	す。

ウェブ報告システムの主な機能

ウェブ報告システムで手続を行うためにはアカウント登録が必要です

<ケース1 既にGビズIDを取得している場合>

- NPO法人ポータルサイトにアクセス。「法人ログイン」画面でGビズID・パスワード を入力し、ログイン。
- ② 手続を行う法人を選択。
- ③ 不足している情報を追加で入力し、登録完了!手続が利用できます。

<ケース2 現行のシステムで既にアカウントを登録している場合>

- NPO法人ポータルサイトにアクセス。「法人ログイン」画面で現在のID・パスワード を入力し、ログイン。
- ② 不足している情報を追加で入力。
- ③ アカウント登録が更新され、手続が利用できます。

<ケース3 まだアカウント登録をしていない場合>

- NPO法人ポータルサイトにアクセス。「法人ログイン」画面で「アカウントの新規登録」 を選択し、必要事項を入力。
- ③ 「法人利用申請」画面に必要事項を入力。
- ③ <u>法人の主たる事務所の住所に内閣府から「利用申請コード」が送付される</u>ので、「法人利 用申請」画面でコードを入力。
- ④ 登録完了!手続が利用できます。

役員変更や定款変更等における住民票・登記事項証明書の提出方法(※新潟市の場合)

住民票、登記事項証明書は以下の①、②どちらかの方法で提出してください。

<住民票>

①住民基本台帳ネットワークシステムの「利用を希望する」に✔して申請②原本を郵送する(※コピー不可)

<登記事項証明書>

①法務局の登記情報提供サービスを利用し情報を入力して申請②原本を郵送する(※コピー不可)

お問い合わせ先・関連リンク

<システムに関するお問い合わせ>

内閣府サポートデスク 電話:0120-876-531 窓口時間:9時30分から18時15分(12時から13時を除く)

<内閣府NPO法人ポータルサイト>

システムの利用及び操作マニュアルの確認、お知らせはこちらをご覧ください。 URL:https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/

<手続きに関するお問い合わせ>

新潟市市民生活部市民協働課 電話:025-226-1102

メール: shiminkyodo@city.niigata.lg.jp

URL: https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/shimin/npohojin_index/index.html